

埼玉高速鉄道株式会社
代表取締役社長 平野 邦彦 様

埼玉高速鉄道線 (地下鉄 7 号線) 延伸に関する 事業実施要請書

令和 8 年 3 月 3 1 日



埼 玉 県



さいたま市

埼玉高速鉄道線（地下鉄 7 号線） 延伸に関する事業実施の要請

埼玉県政及びさいたま市政の推進につきましては、日頃から格別の御支援と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

平成28年4月の交通政策審議会において、埼玉高速鉄道線（地下鉄 7 号線）延伸（浦和美園～岩槻～蓮田）については、地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクトに位置付けられ、「埼玉県東部と都心部とのアクセス利便性の向上を期待」とする意義が示されております。

先行整備区間である浦和美園から岩槻までの延伸については、都心部への速達性・利便性の向上や鉄道空白地域の解消など「東京圏の鉄道ネットワーク強化」や「災害時等の代替路線機能の充実」に大きな効果があります。

また、核都市広域幹線道路の埼玉新都心線から東北道付近までのルート帯について、令和7年8月に地元検討会が開催され複数案が公表されたところであり、地域開発の発展に向けた相乗効果も期待されます。

延伸の早期実現に向けて、都市鉄道等利便増進法（平成17年法律第41号）及び都市鉄道利便増進事業費補助制度の活用を前提に、埼玉県、さいたま市、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、埼玉高速鉄道株式会社の4者間での協議など検討を進めた結果、今年度試算においてB/Cは1.2、収支採算性は27年との結果になりました。

については、速達性向上事業に関する計画の素案を取りまとめましたので、都市鉄道等利便増進法第11条第1項の規定に基づき、速達性向上事業の実施を要請いたします。

記

- 1 要請区間 埼玉高速鉄道線浦和美園駅から東武野田線岩槻駅付近
- 2 添付資料 速達性向上事業に関する計画の素案